

狩猟期間がはじまります！

1. 狩猟期間

- ▶ JALしまね隠岐どうぜん地区本部が管理する牧野内：12月11日～2月15日まで
- ▶ 上記以外の狩猟可能場所：11月15日～2月15日まで



2. 法による銃猟禁止区域等

狩猟が禁止されている場所	▶ 鳥獣保護区（焼火山南側） ▶ 公園法の特別保護地区	▶ 公道（私道でない道路全般・赤道も含む） ▶ 社寺境内、墓地 など
銃猟が禁止されている場所等 （狩猟禁止場所に下記を追加）	▶ 市街地又は、人家、人の集まる場所 ▶ 人畜・建物・自動車・船舶等に弾丸が到達するおそれのある方向での発砲	
銃猟の時間規制	▶ 日没後から日の出前までの銃猟は禁止（日没後から日の出前までの時刻は、実際に日光の明暗ではなく、暦による日没・日の出の時刻となります。）	

3. 土地所有者の承諾

垣・柵等で囲まれた土地、作物のある土地で狩猟をする場合は、土地所有者（占有者）の承諾を得ることが必要です。

4. ハンターの皆様へ ※要注意※

冬季は、山林や畑で仕事をしている方がいますので、ハンターの皆様は、くれぐれも事故のないよう安全確認を徹底してください。また、法令やマナーを遵守してください。

5. 住民の皆様へ

ハイキングや畑仕事等で入山される場合には目立つ色の服を着用し、携帯ラジオをかけるなど、自分の存在をハンターにアピールしてください。狩猟している場所へ遊びで近づかないよう、お願いします。

お問い合わせ先：西ノ島町役場 産業振興課（電話：08514 - 6 - 1220）

「いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう」を念頭に、

11月11日は、 介護の日



高齢化などにより介護が必要な方々が増加している一方、介護にまつわる課題は多様化しています。多くの方々に介護を身近なものとしてとらえていただくとともに、それぞれの立場で介護を考え、理解と認識を深めることが必要となっています。

介護サービス利用者及びその家族、介護従事者等を支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障がい者等に対する介護に関し、啓発を実施する日となっております。

“しまね介護トークセッション” YouTube チャンネルで配信中!!

高齢化の進展により、西ノ島町でも介護分野で働く人の需要が高まっています。令和4年度島根県が「介護の日」イベントにおいて“しまね介護トークセッション”と題して、トークセッションを行ったものがしまねっこチャンネル (YouTube) で配信されています。高校生、若手の介護職員などが福祉・介護の仕事の魅力について語っています。是非ご覧ください。



ゲストの皆さんの
福祉・介護の
仕事への思いが
語られているよ

トークセッション
ショートバージョン
(1:55)



第1部 想像編
ダイジェスト版
(17:53)



第2部 創造編
ダイジェスト版
(17:09)



高齢者への虐待を防ごう ～虐待のない地域を目指して～

すべての人が 尊厳を持って暮らせる 社会を作るために



「高齢者の一人ひとりが、住み慣れた地域で、尊厳を持って暮らす」そんな当たり前の権利を侵害してしまう「高齢者虐待」が大きな問題となっています。ただ、虐待問題の難しいところは、介護者が介護により心身ともに疲弊し、追い詰められていることが少なくないことです。なかには意図していなくても虐待と認定されることもあります。

誰もが高齢者を支え、また、自らも高齢者として支えられる可能性があるなか、住みやすい地域社会を築き、生涯をおだやかに暮らしていくためには、西ノ島町に住む皆さんが高齢者の権利擁護について考え、ともに生きる地域社会の実現を目指していくことが大切です。

高齢者虐待とは？

高齢者(65歳以上の人)に対して、暴力や暴言をはじめ権利を無視し、尊厳を冒す行為を行うことを言います。

高齢者虐待は、高齢者を支える養護者の負担を減らし、虐待の防止と保護を目的として定められた「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」により、禁止されています。

高齢者虐待とは、 どのようなこと？

「高齢者虐待」は大きく **5** つに区分されています。



身体的虐待

暴力的行為によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為などのこと



経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること



心理的虐待

脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること



介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)

適切な介護サービスの利用を妨げる、食事や水分を必要以上に制限する、不潔状態にあるのに入浴させない、不衛生な住環境をそのままにし、高齢者の生活環境や身体的な・精神的状態を悪化させること



性的虐待

本人が同意していない、性的な行為やその強要、その他性的な辱めを与えること



親族等による金銭管理の相談が増えています。親族といえども、財産や金銭の無断使用は経済的虐待にあたります。たとえ要介護者の合意により、金銭管理をまかせられたと言っても、後に親族間のトラブルに発展する可能性があります。要介護者の金銭管理にあたっては、成年後見制度の活用を強くオススメします。

高齢者虐待、高齢者虐待が疑われる場合や、成年後見人制度についての相談は、下記までご連絡ください。

ご相談・お問い合わせ先：西ノ島町地域包括支援センター（電話：08514 - 6 - 1182）